

京都市告示第 52 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
岩倉185号線	左京区岩倉花園町200番地の4地先から同町200番地の1地先まで	メートル 43.00	メートル 6.00 ~ 9.40
岩倉187号線	左京区岩倉花園町162番地の15地先から同町169番地地先まで	51.30	6.01 ~ 9.40
上高野421号線	左京区上高野東山35番地の6地先から同町35番地の12地先まで	123.20	6.00 ~ 11.90
山科音羽緯46号線	山科区音羽前出町38番地の39地先から同町38番地の49地先まで	68.20	6.00 ~ 11.80
山科東野経66号線	山科区東野八代28番地の8地先から同町28番地の10地先まで	64.00	6.00 ~ 12.05
山科東野緯55号線	山科区東野八代28番地の8地先から同町28番地の13地先まで	219.60	6.00 ~ 12.05
桂経253号線	西京区桂池尻町32番地の34地先から同町32番地の6地先まで	156.80	6.00 ~ 12.01
桂経254号線	西京区上桂今井町155番地地先から同町166番地地先まで	72.10	6.00 ~ 10.20

松尾松室経44号線	西京区松室追上ゲ町37番地地先から同町38番地の7地先まで	64.40	6.00 ~ 9.50
久我緯102号線	伏見区久我御旅町10番地の47地先から同町10番地の49地先まで	73.20	6.01 ~ 11.50
醍醐経139号線	伏見区小栗栖森ヶ淵町6番地の3地先から同町11番地の5地先まで	47.80	6.00 ~ 9.90
羽束師経159号線	伏見区羽束師鴨川町211番地の5地先から同町212番地の6地先まで	111.40	6.00 ~ 9.00
羽束師経162号線	伏見区羽束師鴨川町329番地地先から同町337番地の1地先まで	168.10	6.00 ~ 10.00
桃山歩1号線	伏見区桃山町因幡31番地の7地先から同町34番地の2地先まで	74.50	3.00 ~ 3.09
横大路経66号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町1番地の48地先から同町1番地の27地先まで	156.00	6.00 ~ 11.70
横大路緯81号線	伏見区三栖町三丁目837番地の3地先から同区横大路下三栖東ノ口町1番地の53地先まで	79.10	6.01 ~ 11.40

(建設局土木管理部道路明示課)